

議員提出第6号

地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続、拡充を求める意見書  
吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年6月16日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 飯島 正義

〃 雪田 きよみ

吉川市議会議長 稲葉 剛治 様

提案理由 口頭

## 地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続、拡充を求める意見書

消費生活相談は、地域住民が消費者被害に遭ったとき、消費者問題専門家の資格を有する消費生活相談員が、消費者法制度の知見と最新の相談情報を活用して解決に向けて支援してくれる相談機関です。しかも消費生活センターに寄せられた相談情報は、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）を通じて全国で共有され、消費者被害防止の注意喚起に利用されています。高齢者など市民を狙う悪質訪問販売業者の手口の功名化や取引のデジタル化に伴う匿名性の悪用や取引の複雑化により、消費者個人の注意では到底消費者被害を防止できない状況となっています。

埼玉県内においても、2023（令和5）年度の消費生活相談件数は52,017件に上り、65歳以上の高齢者の相談件数は20.4%を占めています。吉川市での令和6年度の延べ相談件数は、291件に達しています。

したがって、消費生活相談体制の整備及び機能強化、消費者被害の啓発・教育の充実、法令違反業者に対する指導・処分等の地方消費者行政は、一層充実・強化する必要があります。

よって政府は、地方公共団体に対し下記のような財政措置を実施していただくよう要望します。

### 記

1. 消費生活相談員の人件費にも充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる地方消費者行政に関する交付金を2026年度以降も措置、拡充すること。
2. 全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）の刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備導入及び運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月16日

埼玉県吉川市議会

### 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）  
消費者庁長官